

学校の働き方改革にご理解とご協力をお願いします ～教職員の元気を子どもの元気につなげるために～



日頃から、南魚沼市の学校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当市では、子どもたちの健やかな成長と豊かな学びの実現のためには、教職員が心身ともに健康な状態で子どもたちに向き合うこと、そして、自らの指導力や教養を高めるために学び続けることができることが大切だと考えています。

しかし、昨今、全国的に教職員の長時間勤務や過重な負担の実態が明らかとなり、南魚沼市においても、学校における働き方改革の推進が急務となっています。市教育委員会では、これまでの取組に加え、今後も校長会や市教育振興会、PTA、教職員団体、その他関係者の方々と連携しながら、教職員が健康に勤務できる環境づくりに向けて努力していく所存です。

働きやすい環境を整えることは、教職員が子どもたち一人一人の支援や指導に専念できる時間を確保し、ひいては学校教育全体の質の向上にもつながるものと考えます。

保護者の皆様、地域の皆様には、学校の働き方改革の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 時間外勤務の上限（法令や文部科学省の指針によって、次のように決められています。）

1 か月につき 45 時間

1 年につき 360 時間

2 市立学校における時間外勤務の状況

(1) 全体の状況

右表は、南魚沼市立小学校・中学校・特別支援学校に勤務する教職員の令和3年度の時間外勤務の状況です。平均で国の基準(月45時間)を超える教職員が半数を超えています。

【全市立学校】令和3年度の時間外勤務

平均で1か月 45時間以上	80時間超の月 が2回以上	100時間超の 月があった
54.2%	25.6%	17.7%

また、いわゆる「過労死ライン」と言われる「80時間」を超える月が2回以上ある教職員も4人に1人以上となっています。

部活動指導がある中学校(右表)では、4分の3以上の教職員が平均で月45時間を超え、80時間超の月が2回以上の教職員も6割近くに上っている他、4割以上が100時間超の月を経験しています。

年間の超過勤務時間も、小、中、特別支援学校ともに上限(年360時間)を大きく超えています。

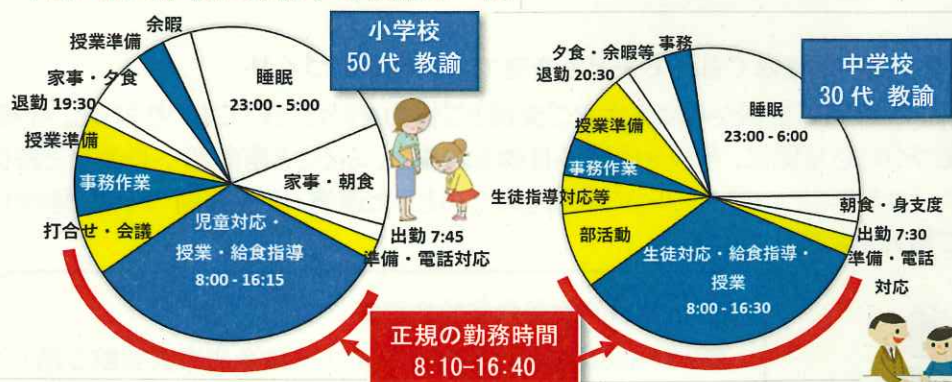
【重大な疾患と超過勤務との関連←厚生労働省の労災認定基準】

- 月45時間超＝業務と重大な疾患との関連性が高まる
- 発症前2～6か月が月80時間超＝業務と発症との関連性が強い
- 発症前1か月で100時間超＝同上

【中学校】令和3年度の時間外勤務

平均で1か月 45時間以上	80時間超の 月が2回以上	100時間超の 月があった
77.7%	58.3%	41.7%
年間(中学校全教職員の平均) 769時間		

(2) 市立学校に勤務する教諭の一日



左は、市立学校に勤務するある教員の平均的な1日です。正規の勤務時間前から仕事を始め、終了後も続けて勤務し、家庭でも仕事を持ち帰っている実態もあります。この他にテスト問題作成・採点業務、行事の準備などが加わる時期があります。

【参考】教員の時間外勤務手当は固定(本給の4%)であり、それ以上の支給はありません。

3 市教育委員会と市立学校が取り組む内容とお願い

(1) 学校の活動や業務の見直しを進めます

① 旧盆期間・年末年始の閉庁

次の期間は、全市立学校(小・中・特別支援学校)の閉庁とさせていただきます。

8月10日(水)～8月17日(水)

12月28(水)～1月4日(水)

この期間の緊急連絡は南魚沼市教育委員会 学校教育課へお願いいたします。

【 学校教育課 電話773-6700 受付時間 8:30～17:00(土・日・祝日等を除く) 】

② 年間を通じた学校へのご連絡やご相談の時間 → 原則として勤務時間内をお願いいたします

緊急時を除き、次の時間をお願いします。(緊急連絡は各校の指示によって行ってください。)

平日の 8:10～16:40

(朝の欠席連絡も各校の指示によります。)

③ 部活動・小学校の課外活動 ～中学校体育連盟、小学校体育連盟からも方針が示されています～

中学校の部活動 市のガイドラインでは、成長期にある生徒の健全な成長、そして教員のワークライフバランスの確保にもつながる適切な運営を基本方針としています。休養日(週2日以上、うち土・日・祝日1日以上)や練習時間(平日2時間、土・日・祝日3時間程度)の基準も決められています。

また、休日の地域部活動移行や、日々の活動を更に見直す協議や準備も開始しています。

小学校の課外活動 郡市小学校長会で見直し、令和2年度から、通年で土・日・祝日と、運動部の4月からお盆明けまでを活動なしとし、平日の回数や時間の上限も決めました。市教育委員会も賛同しています。

④ 学校行事や各種活動の見直し等 ～効率化・精選・削減を検討し、実行します～

各校が学校行事の目的を確認し、教育的意義や効果の面から見直しを行っています。今後も継続して各行事自体やその練習と準備、英語検定等の各種検定の開催、PTA活動などに関して、内容や回数の精選、準備の効率化など、見直しを進めます。また、市教育委員会から関係団体の皆様に、各種行事や会議等への教職員の出席にご配慮いただくよう働きかけています。

⑤ 様々な業務の見直し ～ 目的や効果を見つめ直し、改善します～

例として、通知表の記載内容の見直しがあります。すでに各校で行っているように、保護者面談などの方がよりよくお伝えできる内容、一定の時期に評価をお伝えした方がよい教科等(例:総合的な学習の時間)の評価内容など、記載内容を見直して、精選しています。

(2) 学校を支える環境づくり、体制づくりを進めます

① スタッフの配置

子どもたちやご家庭との相談や支援を行う職員(カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)、ICT(情報通信技術)の活用を支援する職員などの専門スタッフや、印刷等の事務を補助するスクール・サポート・スタッフ、感染症予防消毒作業員を配置するなど、学校全体がチームとして連携・協働する体制を整えています。

② 持続可能な学校運営を目指した、地域総ぐるみで子どもを育てる協働体制づくり

これまでも、地域の皆様、ご家庭の皆様からは多大なご支援とご協力をいただいてまいりました。今後も「地域とともに歩む学校づくり」を目標に、学校と地域が目標を共有し、ふるさと南魚沼への愛着と誇りを育む教育を推進します。「コミュニティ・スクール」の取組をはじめとした連携・協働体制づくりを進めて参りますので、変わらぬご協力をお願いします。

学びの郷南魚沼



「学びあい・教えあい・伝えあい・そして輝く・わたしたち地域」

南魚沼市教育委員会学校教育課

〒949-6680 南魚沼市六日町 860-1(南魚沼市民会館2階)

TEL: 025-773-6700 FAX: 025-773-6703